

## 令和7年度山形県若者がつなぐ・つながる地域おこし推進事業費補助金交付要綱

### (目的及び交付)

第1条 知事は、若者の地域とのつながりや若者同士のつながりを深め、やまがたの元気創出を図るため、若者グループが地域課題の解決に資する事業や地域の元気創出に資する地域おこし活動を行う場合において、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で当該若者グループに対し補助金を交付する。

### (定義)

第2条 この要綱において、「若者グループ」とは、次に定める要件の全てを満たす団体とする。

- (1) 山形県内に住む、又は山形県出身の15歳（ただし中学生を除く）以上39歳までの者（以下「若者」という。）2名以上を含み構成される団体であること。
- (2) 3名以上で構成される団体の場合は、申請日時時点で団体の構成員の過半数が若者であること。
- (3) 構成員に申請日時時点で18歳以上の者が1名以上含まれていること。
- (4) 組織の運営に関する規則（定款、規約、会則等）及び構成員の名簿を整備・所持していること。
- (5) 団体として県税その他租税を滞納していないこと。
- (6) 政治活動又は宗教活動を主目的とする団体でないこと。
- (7) 暴力団でないこと、暴力団・その構成員（かつて構成員だった者を含む）・暴力団関係者の統制下にある団体でないこと。
- (8) 団体の構成員の全員が次に該当しないこと。
  - ① 破産者で復権を得ない者
  - ② 禁錮以上の刑に処せられ、執行終了日又は執行を受けることがなくなった日から2年未満の者
  - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金刑に処せられ、執行終了日又は執行を受けることがなくなった日から2年未満の者
  - ④ 暴力団の構成員（かつて構成員だった者を含む）・関係者

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、令和8年2月16日までに完了する事業で、次の各号の全てに該当する事業とする。

- (1) 若者グループが、若者の地域とのつながりや若者同士のつながりを深め、やまがたの元気創出を図るために行う、地域課題の解決に資する事業や地域の元気創出に資する地域おこし活動
- (2) 若者グループ（以下「団体」という。）が県内で行う事業
- (3) 新たに取り組む事業（これまでに実施したことのある事業については、第1号の目的に沿った新たな取組みを含むもの）

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、交付決定日から令和8年2月16日までに完了する補助事業に係る経費のうち別表に掲げる経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、第3条に規定する補助対象事業に要する経費のうち補助事業により得た収入を除いた10/10の額とし、上限額を20万円とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体は、知事が別に定める日までに規則第5条に規定する交付申請書(規則別記様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(別記様式第1号)
- (2) 収支予算書(別記様式第2号)
- (3) 団体資格確認書(別記様式第3号)
- (4) その他知事が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 知事は、補助金交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付の決定を行い、申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助金の額の増を伴う変更
- (2) 補助事業の目的の達成に支障がある補助事業の内容の変更
- 2 規則第7条第1項第1号の規定により知事の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書(別記様式第4号)に第6条各号に掲げる書類を添付して提出しなければならない。
- 3 規則第7条第1項第1号の規定により、補助事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、その理由を記載した事業中止(廃止)承認申請書(別記様式第5号)を提出しなければならない。
- 4 規則第7条第1項第2号の規定により知事の指示を受けようとするときは、事業遂行状況報告書(別記様式第6号)を提出しなければならない。

(状況報告)

第9条 規則第12条の規定による補助事業等状況報告書は、実績報告書に代えるものとする。

(実績報告)

第10条 規則第14条の規定による補助事業実績報告書(規則別記様式第2号)の提出期限は、補助事業完了の日から起算して30日を経過する日又は令和8年2月27日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、以下のとおりとする。

- (1) 事業実績書(別記様式第7号)
- (2) 収支精算書(別記様式第8号)
- (3) 証拠書類(支出に関する書類(領収書等)の写し及び補助事業の実施が確認できる写真等)
- (4) その他知事が必要と認める書類

(補助金の支払)

第11条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。ただし、知事が必

要と認めるときは、補助金の交付の決定の後に、概算払をすることがある。

- 2 補助事業者は、概算払を受けようとするときは、概算払請求書（別記様式第9号）に資金計画書を添付して知事に提出しなくてはならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第12条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合には、消費税等仕入控除税額報告書（別記様式第10号）により、速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

（帳簿の備付等）

第13条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の帳簿及び証拠書類を整備し、令和8年度から5年間保管しておかなければならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

補助対象経費（主なもの）は次のとおりとする。

区 分	内 容
ア 謝 金	外部講師等に係る謝金
イ 旅 費	団体構成員の交通費、外部講師等の交通費・宿泊費
ウ 印 刷 製 本 費	パンフレット、チラシ、各種資料等の印刷費
エ 消耗品・材料購入費	材料、消耗品（単価5万円未満の物品）等の購入費
オ 通信運搬費	通信料金、郵送料等、宅配便送料
カ 委 託 費	専門機関への調査委託等
キ 保 険 料	イベント等の保険等
ク 使 用 料	会議室等の賃借料、機器のリース・レンタル料
ケ 広 告 費	補助事業実施に必要な周知を新聞・折り込み広告、インターネット、SNS等で実施した場合の経費
コ 負 担 金	団体が補助事業の実施を目的に、他主催の催事・イベントに参加する際に必要な参加料等の経費。団体構成員が補助事業実施に際し必要な研修等を受ける場合の経費
サ 手 数 料	口座振替・代引手数料等、補助事業における経費支払に要する経費
シ 食 糧 費	イベントの参加者へのお茶代※1人150円程度
ス そ の 他	その他知事が必要と認める経費

別記様式第1号

令和7年度山形県若者がつなぐ・つながる地域おこし推進事業費補助金事業計画書

1. 事業名	
2. 実施期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
3. 事業実施地域	<p>・事業を実施する地域に○(複数の地域で実施する場合は主たる地域に◎)</p> <p>1. 村山地域 2. 最上地域 3. 置賜地域 4. 庄内地域</p>
4. 事業目的	<p>・解決できる地域の課題、地域の元気の創出、若者同士、若者と地域がつながる内容</p>
5. 事業内容	<p>・事業の具体的内容</p> <p>○新たに取組む事業の場合はこちらに記載をお願いします(どのような事業を、誰を対象とし、どう行うか)。</p>
	<p>○これまでに実施したことのある事業であるが、新たな取組を含むものである場合はこちらに記載をお願いします(どのような新たな取組を、誰を対象とし、どう行うのか、また、これまで実施したことのある事業にどのように含めて実施するのか)。</p>
	<p>・事業の実施スケジュール</p>
	<p>・事業の発信方法</p>
	<p>・事業の実施体制(責任者、担当者、協力者等)</p>
6. 事業効果及び目標	<p>・事業により得られる効果、目標(数値等を用いて可能な限り具体的に)</p>
<p>7. 国、県又は市町村から他の事業により補助又は委託を受けている、又は受ける見込みのある事業ですか(学生の場合は学校等からの補助等を受けているものも含む)。</p> <p>はい いいえ ※ はい又はいいえに○をつけてください。</p>	
<p>8. 申請した総合支庁以外の総合支庁に、当該申請以外にも当該補助金を申請していませんか。</p> <p>はい いいえ ※ はい又はいいえに○をつけてください。</p>	
<p>9. ①令和6年度の当補助金の利用の有無(回答内容は交付決定等に影響しません)</p> <p>あり なし ※ あり又はなしに○をつけてください。</p> <p>②「あり」の場合、補助を受けた総合支庁に○を付けてください。</p> <p>1. 村山総合支庁 2. 最上総合支庁 3. 置賜総合支庁 4. 庄内総合支庁</p>	
10. 連絡先	<p>団体名:</p> <p>申請者名:</p> <p>住所:</p> <p>TEL:</p> <p>MAIL:</p>

※文字サイズは10ポイント以上とし、2ページ以内としてください。

収 支 予 算 書

団体名 \_\_\_\_\_

1 収入の部 (単位：円)

区 分	予算額	内訳
県補助金		
当該事業による収入(a)		
その他収入		
自主財源		
計		

2 支出の部 (単位：円)

区 分	予算額	内訳
対象経費 小計 (A)		
対象外経費 小計 (B)		
合計 (A+B)		

※ 国、県又は市町村の他の事業による補助金収入がある又は委託を受けている事業（学生の場合は学校等からの補助等を受けているものも含む）は交付対象外となります。

○補助対象事業費  $\frac{(A)-(a)}{\text{上限額}} = \frac{\quad}{200,000}$  円

○県補助金 \_\_\_\_\_ 円（千円未満切捨て）

※ 委託費を計上する場合は、価格の参考となる資料（見積書）を添付してください。

令和 年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

申請者 団 体 名  
住 所  
代表者職氏名

令和7年度山形県若者がつなぐ・つながる地域おこし推進事業費補助金  
団体資格確認書

当団体及び構成員は、下記のいずれの事項にも該当することをここに確約します。なお、県において下記の事項について疑義ある場合は、別途必要な報告をいたします。

記

- 1 山形県内に住む、又は山形県出身の15歳（ただし中学生を除く）以上39歳までの者（以下「若者」という。）2名以上を含み構成される団体であること。
- 2 3名以上で構成される団体の場合は、申請日時点で団体の構成員の過半数が若者であること。
- 3 構成員に申請日時点で18歳以上の者が1名以上含まれていること。
- 4 組織の運営に関する規則（定款、規約、会則等）及び構成員の名簿を整備・所持していること。
- 5 団体として県税その他租税を滞納していないこと。
- 6 政治活動又は宗教活動を主目的とする団体でないこと。
- 7 暴力団でないこと、暴力団・その構成員（かつて構成員だった者を含む）・暴力団関係者の統制下にある団体でないこと。
- 8 団体の構成員の全員が次に該当しないこと。
  - (1) 破産者で復権を得ない者
  - (2) 禁錮以上の刑に処せられ、執行終了日又は執行を受けることがなくなった日から2年未満の者
  - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金刑に処せられ、執行終了日又は執行を受けることがなくなった日から2年未満の者
  - (4) 暴力団の構成員（かつて構成員だった者を含む）・関係者

令和 年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

申請者 団 体 名  
住 所  
代表者職氏名

令和7年度山形県若者がつなぐ・つながる地域おこし推進事業費補助金  
事業計画変更承認（及び補助金変更交付）申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付の決定の通知のあった標記事業費について、  
下記のとおり変更し、補助金の変更交付を受けたいので、山形県補助金等の適正化に関する  
規則第7条第1項第1号の規定により承認されるよう、関係書類を添付して申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

(県補助金 円の変更)

3 関係書類 別添のとおり

※ 補助金の額を変更する場合は、件名の「事業計画変更承認申請書」を「事業計画変更承認及び補助金変更交付申請書」として申請してください。

令和 年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

申請者 団 体 名  
住 所  
代表者職氏名

令和7年度山形県若者がつなぐ・つながる地域おこし推進事業費補助金  
事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付の決定の通知のあった標記補助金事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、山形県補助金等の適正化に関する規則第7条第1項第1号の規定により承認されるよう申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止（廃止）の時期

令和 年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

申請者 団 体 名  
住 所  
代表者職氏名

令和7年度山形県若者がつなぐ・つながる地域おこし推進事業費補助金  
事業遂行状況報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付の決定の通知のあった標記補助金事業について、予定期間内に完了しないと見込まれる（遂行が困難となった）ので山形県補助金等の適正化に関する規則第7条第1項第2号の規定により報告します。

記

1 事業名

2 予定期間

別記様式第7号

令和7年度山形県若者がつなぐ・つながる地域おこし推進事業費補助金事業実績書

団体名 \_\_\_\_\_

1. 事業名	
2. 実施期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで ※ 実施期間の終期は実際に事業が終了した日を記載してください。
3. 事業実施地域	・事業を実施する地域に○(複数の地域で実施する場合は主たる地域に◎) 1. 村山地域 2. 最上地域 3. 置賜地域 4. 庄内地域
4. 事業完了日	令和 年 月 日 ※ 実施期間の終期と同じ日を記載してください。
5. 事業目的	・事業計画書と同じ内容を記載
6. 事業内容	・実施した事業の具体的内容及び実施時期
	・事業の実施体制(責任者、担当者、協力者等)
7. 事業効果及び目標	・事業により得られた効果、目標の達成状況(数値等を用いて可能な限り具体的に)
8. 連絡先	団体名: 申請者名: 住所: TEL: MAIL:

※文字サイズは10ポイント以上とし、2ページ以内としてください。

収 支 精 算 書

団体名 \_\_\_\_\_

1 収入の部 (単位：円)

区 分	決算額	内訳
県補助金		
当該事業による収入(a)		
その他収入		
自主財源		
計		

2 支出の部 (単位：円)

区 分	決算額	内訳
対象経費 小計 (A)		
対象外経費 小計 (B)		
合計 (A+B)		

○補助対象事業費  $\frac{(A)-(a)}{\text{上限額 } 200,000}$  円

○県補助金 \_\_\_\_\_ 円 (千円未満切捨て)

令和 年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

申請者 団 体 名  
住 所  
代表者職氏名

令和7年度山形県若者がつなぐ・つながる地域おこし推進事業費補助金  
概算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号で交付の決定の通知のあった標記補助金について、下記のとおり概算払により交付されるよう請求します。

記

- |         |   |
|---------|---|
| 1 請求金額  | 円 |
| 交付決定額   | 円 |
| 概算払受領済額 | 円 |
| 今回請求額   | 円 |
| 残 額     | 円 |
- 2 資金計画書 別添のとおり

令和7年度山形県若者がつなぐ・つながる地域おこし推進事業費補助金資金計画書

(単位：円)

項 目	支出予定(実績)額									
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	計
										0
										0
										0
										0
										0
										0
										0
										0
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

支払い予定(実績)額	A	0	0	0	0	0	0	0	0
収入及び自己負担予定額	B								0
前回概算払残額	C								
概算払請求額	$D \leq A - B - C$	0	0	0	0	0	0	0	0
精算払予定額	$E = A - B - D$								0
支払額計 D+E									0

- ※1 支払いは2か月ごととなります。
- ※2 資金計画は、概算払請求の都度見直し(請求が2回目以降の場合は前回までの収支実績額を反映)したものとすること。
- ※3 上表の「支払い予定(実績)額」は、月毎の経費の支払いに充てる予定額を記載すること。
- ※4 「収入及び自己負担予定額 B」は、当該事業に係る補助金を除く、その他の収入及び補助事業者負担額の予定額を記載すること。  
なお、補助金以外の収入等がない場合は、この欄の記載は不要である。
- ※5 「概算払請求額 D」は、支払い予定額又は収支差額(A-B)の範囲内とし、「前回概算払残高 C」がある場合は、当該残高を考慮すること。

令和 年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

申請者 団 体 名  
住 所  
代表者職氏名

令和7年度山形県若者がつなぐ・つながる地域おこし推進事業費補助金  
に係る消費税等仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付の決定の通知のあった標記補助金について、補助金交付要綱第12条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額（知事が確定通知書により通知した額）  
金 円
- 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額  
金 円
- 3 消費税額及び地方消費税額の確定時における補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額  
金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2）  
金 円

※ 別紙として積算の内訳を添付すること。